

一般社団法人世界環境写真家協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人世界環境写真家協会と称し、英文名においては International Environment Photographers Association(略称IEPA)と表記する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

(目的)

第3条 当会は、美しい自然環境と人の精神的豊かさは深く結びついているという理念のもと、環境に関する写真展の開催等を通じて、地球規模で起こっている環境破壊の現状と自然環境の重要性を広く世界に訴えかけることを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 未来に伝えるべき自然風景の推薦
- (2) 環境保全の進言
- (3) コンサート等の文化事業及びその協賛支援
- (4) 環境に関する写真の貸し出し
- (5) 環境に関する写真集の出版
- (6) 環境に関する写真展の開催
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当会の公告の方法は、電子公告とする。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができないときは、当会の公告は、官報に掲載してする。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当会の会員は、正会員、賛助会員とし、正会員を一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 当会の目的に賛同し、入社した者を会員とする。

- 2 本会の正会員となろうとするものは、当会所定の様式による申込みをし、

正会員で構成される審査委員会の承認を得なければならない。

- 3 法人または団体たる会員にあっては、法人または団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者を定め、会長に届けなければならない。

(経費等の負担)

第8条 会員は、この条の定めるところにより、当会が行う事業活動について経常的に発生する費用(以下「経費」という)を負担する。

- 2 当会は、会員から会費を徴収し、これを経費に充当する。
- 3 前項の会費の額は、事業年度ごとに、総会の決議をもって定める。
- 4 前項に規定するほか、会費を徴収する時期、方法その他会費の徴収事務に関して必要な事項は、規則で定める。
- 5 当会が会費として徴収した金銭は、返還しない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当会に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 当会の会員が、当会の名誉を毀損し、当会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第12条 当会は、会員名簿(一般法人法の定めるところにより作成する社員名簿をいう。以下同じ)に会員の氏名又は名称及び住所を記載し、これを作成する。

第3章 総会

(総会)

第13条 当会の社員総会は、すべての正会員により構成されるものとし、次に掲げる区分に応じ、定時総会または臨時総会と称する。

(1) 定時総会 一般法人法に規定された定時社員総会

(2) 臨時総会 前号の定時社員総会以外の社員総会

2 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上20名以内

監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、1名以内を副会長、1名以内を専務理事、1名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第21条 会長は、当会を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐し、専務理事は当会の業務を執行する。

- 3 常務理事は、当会の業務を分担執行する。
- 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2)自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3)当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

第27条 当会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第33条 当会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当会が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第34条 当会の事業年度は、毎年4月1日から（翌年）3月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第35条 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第36条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、さらに、理事会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 附則

（最初の事業年度）

第37条 当会の最初の事業年度は、当会成立の日から平成22年3月31日までとする。

（設立時の役員等）

第38条 当会の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 天野 尚

設立時理事 上山益男

設立時理事 油井昌之

設立時代表理事 天野 尚

設立時監事 政金一嘉

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第39条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

- 設立時社員 1 住所 新潟市西蒲区巻甲4491番地
氏名 天 野 尚
- 2 住所 新潟市江南区大湊2678番地48
氏名 上 山 益 男
- 3 住所 東京都渋谷区西原一丁目45番12号
氏名 油 井 昌 之

(法令の準拠)

第40条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人世界環境写真家協会設立のため、設立時社員天野 尚、同上山益男、同油井昌之の定款作成代理人司法書士佐藤雅裕は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成21年 月 日

設立時社員天野 尚、同上山益男 同油井昌之
定款作成代理人

新潟市中央区新光町19番地8PFビル505号
司法書士 佐 藤 雅 裕